

石綿作業主任者技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会高知県支部

「石綿若しくは石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業、又は石綿等を試験研究のため製造する作業」を行う場合には、所定の技能講習を修了した者のうちから「石綿作業主任者」を選任し、そのものに当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。その資格を取得できる講習を開催致します。

また、令和5年10月より、建築物等の解体・改修工事を行う際に事前に有資格者（建築物石綿含有建材調査者講習修了者等）による石綿が対象物に含まれているかどうかの調査が必要になっております。今回開催する石綿作業主任者は建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格の一つになっておりますので、高知県にて開催するこの機会にご参加ください。

※平成18年3月31日までに、「特定化学物質等作業主任者技能講習」を修了した者については現在も「特定化学物質作業主任者」及び「石綿作業主任者」の職務に就くことができます。

平成18年4月1日以降は「石綿作業主任者技能講習」修了者でなければ石綿作業主任者の職務に就くことができません。

記

- 開催日時：令和6年2月29日(水)9：20～17：00
令和6年3月1日(木)9：40～16：20（修了考査を含む）
※両日とも開始10分前には座席への着席をお願いします。
- 会 場：高知県建設会館 4階 ホール(高知市本町4丁目2-15)
- 受講資格：満18才以上の者（経験不問）
- 講習費用：1人受講料 税込み13,464円（テキスト代1,804円を含む）
- 申込方法：当支部HPより申込書ダウンロードの上、必要事項を記入(必要書類添付)し、郵送又はご持参下さい。
- 問合せ：建設業労働災害防止協会高知県支部
TEL：088-822-0321 FAX：088-822-0513
- 備 考：遅刻・途中退場は、失格になります。
本講習受講に関する詳細は建災防高知県支部HPにてご確認下さい。
最終日に筆記テストがあり、合格者に修了証をお渡し致します。